

大臣会見、長官会見：(定例会見除く)

【大臣会見】

13. 8. 28	(火)	経済財政諮問会議後の会見
13. 11. 22	(木)	大成火災海上保険株式会社についての大臣談話を含む
13. 12. 20	(木)	平成 14 年度予算 (財務省原案)、平成 13 年度第 2 次補正 予算及び平成 14 年度税制改正について閣議決定後の会見
13. 12. 28	(金)	石川銀行について
14. 3. 8	(金)	中部銀行について
14. 4. 1	(月)	ペイオフ解禁について
14. 4. 12	(金)	特別検査の結果について

定例会見、計 9 5 件 (平成 13 年 6 月 1 日～平成 14 年 5 月 31 日)

【長官会見】

13. 9. 4	(火)	北海道財務局出張時における会見
13. 9. 12	(水)	同時多発テロへの対応について
13. 9. 14	(金)	近畿財務局出張時における会見

定例会見、計 4 5 件 (平成 13 年 6 月 1 日～平成 14 年 5 月 31 日)

## 平成13年度政府広報実績(ペイオフ関連)

	日 時	媒 体
新聞	13年:10/29~11/4、11/26~12/2、14年:2/11~2/17	「突き出し」広告
	13年:10月28日、11月25日	「記事下」広告
	14年:3月4日号	「折り込み広告」(にっぽんNOW)
雑誌	13年:11月下旬~12月上旬	一頁広告(*一般誌6誌、経済誌9誌)
	13年:12月上旬	4コマ漫画(やくみつるシリーズ)(*一般誌等7誌)
	14年1月号(13年12月10日発売)	中央公論
テレビ番組	13年:11月11日 7:00~7:15	フジテレビ「話題にアタック」
	13年:11月16日 11:25~11:30	日本テレビ「ご存じですか」
	13年:12月2日 6:30~6:45	日本テレビ「さわやかニッポン」
	14年:2月9日 22:30~23:00	テレビ東京「大調査!!なるほど日本人」
	14年:2月16日 21:30~22:00	CS放送朝日ニュースター「政策対談 明日への架け橋」
ラジオ番組	13年:11月25日 8:30~9:00	TBSラジオ「グッドモーニングジャパン」
	13年:12月1日 9:30~9:55	FM東京「中山秀征の愛してJAPAN」
	14年:1月、2月	全国370有線放送施設にて放送「政府の窓」
	14年:3月4日 19:00~19:15	ラジオたんぱ「暮らしのマイク」

\*一般誌6誌:読売ウィークリー、週刊朝日、サンデー毎日、SPA!、週刊新潮、週刊文春

\*経済誌9誌:週刊AERA、ダイヤモンド、日経ビジネス、プレジデント、日経トレンディ、マネープラス、あるじゃん、エコノミスト、東洋経済

\*一般誌等7誌:一般誌6誌+anan

# もう、ご存知ですね 預金保護の範囲が変わります。

確認スタート!

**預金保護の対象金融機関**

銀行（日本国内に本店のあるもの）  
信用金庫  
信金中央金庫  
信用組合  
信用組合連合会  
労働金庫  
労働金庫連合会

※日本国外に本店のある金融機関が2002年4月1日以前に入行した場合は、預金保護の対象となります。

別の仕組みで保障されます

- ※農協・漁協 ※信農連・信漁連
- ※水産加工協・同連合会
- ※農林中金
- ※預金保険制度とはほぼ同様の「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入しています。

預金保険等の対象となっていない金融機関もあるぞ。

政府系金融機関  
(商工組合中央金庫)  
外国銀行の日本支店  
郵便局

- 保険会社 ●証券会社
- それぞれ「保険契約者保護機構」と「投資者保護基金」という、預金保険制度とは別の保護制度に加入しています。

**預金保護の対象金融商品**

**定期預金**  
定期預金など  
〔定期性のある商品〕  
満期預金 貯蓄定期預金 貯蓄預金 保金  
アイト等の金融債(保険預り専用商品)  
ビッグ夢の買付預金(はなまる銀行)

**当座預金**  
普通預金  
別段預金  
〔流動性のある商品〕

**外貨預金**  
オフショア預金など

無記名預金 他人名義の預金  
ビット等の金銭信託(元本補てん契約のないもの)  
金融債(保険預り専用商品以外)  
外国銀行の日本支店の預金 その他

適用される時期も預金によって違うわよ。

平成14年(2002年)  
4月1日  
ハイオフ解禁

平成15年(2003年)  
4月1日  
以降

**金融機関破たん時の受取額**

①預金額1,000万円以内  
元本とその利息分の全額を保障

②預金額1,000万円超

①に加え元本1,000万円までとその利息を超える分は破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります)

**預金保険では保障されません**

2002年4月1日以降は、破たんした金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされる場合があります。

預金保険の対象外になる預金もあるのね。

1,000万円とその利息は、あくまでも最低保障なんじゃない。

万一金融機関が破たんした場合でも、預金保護の対象金融商品については預金者一人当たり、元本1,000万円までとその利息は、平成14年4月以降も保護されます。なお、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。

\* 万一の破たんの際に皆さんが迅速に預金の払戻しが受けられるよう金融機関に名寄せのためのデータ整備が義務づけられています。このため、金融機関から法人の設立年月日、個人の生年月日等の照合が行われることがありますのでご協力をお願いします。

①預金等全額保障の特例措置については、平成14年3月31日までに救済金融機関から預金保護機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

## 預金の保護の範囲が替わります

- 万一金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金等の元本1千万円までとその利息は、来年4月以降も保護されます。
- 合算して元本1千万円までとその利息は、あくまで最低保障です。受け取れるのは1千万円だけではありません。
- また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。
- 詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

金 融 庁

## 預金の保護の

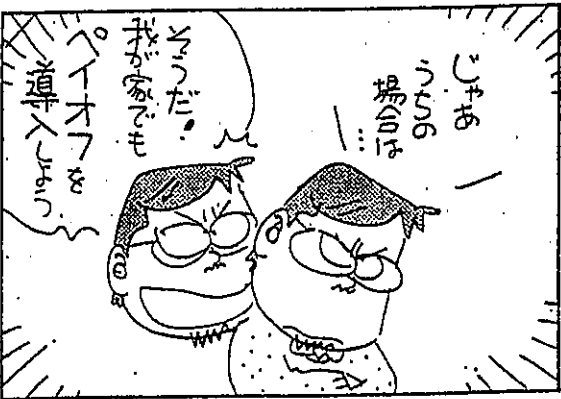
## 範囲が変わります

- 万一金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金等の元本1千万円までとその利息は、来年4月以降も保護されます。
- 合算して元本1千万円までとその利息は、あくまで最低保障です。受け取れるのは1千万円だけではありません。
- また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。
- 詳細は、金融機関の窓口等にお問い合わせ下さい。

金 融 庁

(地方公共団体への広報誌掲載依頼原稿、新聞「突き出し」広告)

# 預金保険制度



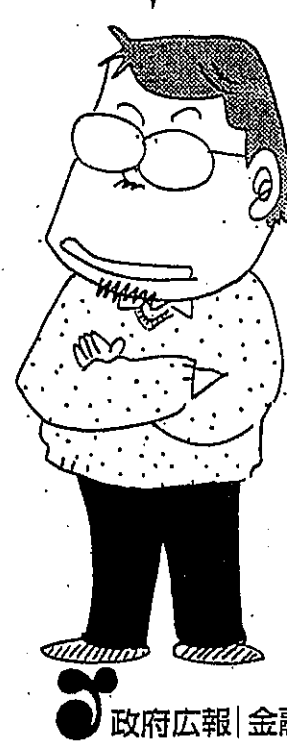
●金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>

万一金融機関が破たんした場合でも、預金者1人当たり、定期預金等の元本1千万円までとその利息は、平成14年4月以降も保護されます。これは、あくまで最低保障ですので、受け取れるのは1千万円だけではありません。また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。

やくみつるのニッポン元氣論

39

大切な預金のためにも  
預金保険制度を正しく知ろう。



政府広報 | 金融庁

[大臣のほんねと一く ~ お答えします]

読者の方から、「ペイオフ解禁について分かりやすく説明してほしい」、「なぜペイオフ解禁をする必要があるのですか」といったご意見が寄せられています。そこで、柳澤金融担当大臣にペイオフ解禁について説明していただきました。



## 柳澤金融担当大臣プロフィール

### ● ペイオフ解禁について(柳澤金融担当大臣)

最近、ボクは、よく地元でも「ペイオフ解禁って何ですか」と聞かれる。そして、話を聞いてみると、結構まだ誤解している人が多いなと驚いたりする。そこで、今回は是非「ペイオフ解禁」についてお話をし、早く皆さんに分かってもらいたいと思っています。

平成6、7年頃を思い出して欲しい。あの頃東京や大阪で信用組合などが倒れ、預金をおろす人が支店の前に並んだ。「金融不安」という現象です。その時、そんな有様が大丈夫な銀行にまで連鎖的に起きないように、金融機関が倒れても預金は必ず全額保護しようという特別の法律が作られた。そのおかげで、その後、銀行がいくつか倒産したけれど、預金していた人には預金が全額返ってきたというわけです。

それが来年の4月からは、ペイオフ解禁ということで、特別の法律がなくなり、銀行が倒産した場合、預金は全額戻るという保障が打ち切られることになる。何でわざわざこんな都合のよい仕組みをなくすのでしょうか。

そのわけはこうなんです。預金を全額保護するために、銀行が倒産してできた損をだれかが穴埋めしなければなりません。これまではそれを税金でやってきた。でも、そんなことはいつまでも続けられません。それで今回は打ち切りにしたのです。

では、ペイオフ解禁になったらどうなるのか、もう少し説明しましょう。新しい制度の下でも、預けている金融機関ごとに1,000万円までは保障されます。逆に言えば1,000万円より多い預金は必ずしも全額返ってくる保障はなくなる。1,000万円を超える部分がどうなるのか。もちろん全額戻ってこなくなるわけではありません。戻ってくるお金がいくら減るかという、その銀行が倒産して損が出た割合だけ減って戻ってくることになる。

「じゃあ、そんなことにならないためには、一体どうすればいいの？」という疑問が湧くでしょう。預金がたくさんある人などは、いろんな銀行に分けて預けることを考えるかもしれない。でも、やはりバラバラに預けるのは不便だからと、どこか倒産などしない、本当に信用できる銀行にまとめて預けたいという人もいるでしょう。

そんな銀行はどこだということになると、現に営業しているところは今、現在は大丈夫です。でも、将来もずっと安心かとなると、誰にだって絶対大丈夫とは言えない。だから結局は一人一人が自分で考えなければならない時代になったというわけです。

(注)ところで、今お話しした預金のうち普通預金や商売をしている人が使っている当座預金は、来年4月からでも、もう1年だけペイオフの解禁が凍結されていて、あと1年は全額保護されます。それから、もっとくわしく知りたい人は、金融庁や預金保険機構のホームページをご覧ください。

※ 金融庁「私たちの預金と保護のしくみ」

[http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/kaisetu/pamph/pam\\_a.html](http://www.fsa.go.jp/syouhi/syouhi/kaisetu/pamph/pam_a.html)

※ 預金保険機構

(制度のパンフレット (PDF形式))

<http://www.dic.go.jp/seido/manual.pdf>

(制度に関するQ&A)

<http://www.dic.go.jp/qa/qa.html>

## 預金の保護の範囲が変わることをご存じですか。

万一金融機関が破たんした場合でも、預金者一人当たり、定期預金等の元本1,000万円までとその利息は、来年4月以降も保護されます。また、当座預金・普通預金等は、平成15年3月まで全額保護されています。



- 万一の破たんの際に皆さんが迅速に預金の払戻しが受けられるよう金融機関に名寄せのためのデータ整備が義務づけられています。このため、金融機関から法人の設立年月日、個人の生年月日等の照会が行われることがありますのでご協力をお願いします。

- もっと詳しく知りたい方は、金融機関の窓口等にお問い合わせいただくか、金融庁、預金保険機構、金融広報中央委員会のホームページをご参照ください。

### 金融庁

総務企画局信用課信用機構室  
〒100-8967 東京都千代田区霞ヶ関3-1-1  
TEL:03-3506-6000  
<http://www.fsa.go.jp/>

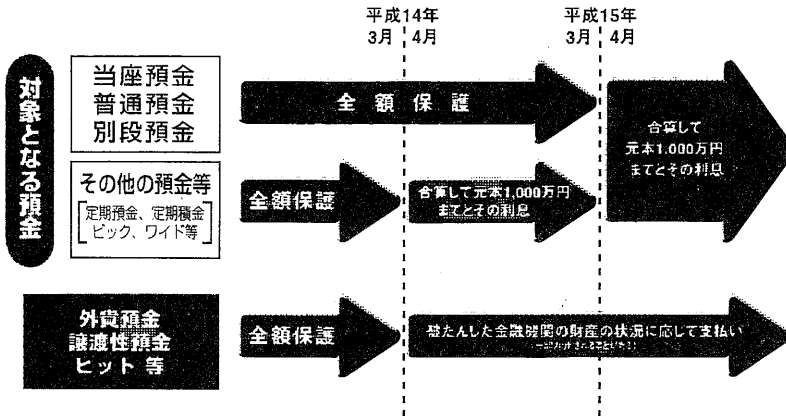
### 預金保険機構

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-12-1  
新有楽町ビルディング内  
TEL:03-3212-6029  
<http://www.dic.go.jp/>

### 金融広報中央委員会

(事務局 日本銀行情報サービス局)  
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1  
TEL:03-3279-1111  
<http://www.saveinfo.or.jp/>

## 万一金融機関が破たんした場合の預金等の保護の範囲はこうなります。



(注) 預金等全額保護の特例措置については、平成14年3月31日までに救済金融機関から預金保険機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

1,000万円以下の預金は全額保護されています。また、1,000万円を超える預金についても、預金者が受け取れるのは1,000万円だけではありません。

- 1,000万円とその利息は、あくまで最低保障です。
- (※) 元本1,000万円までとその利息を超える部分については、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われますので、一部カットされることがあります。

## 預金保険の対象金融機関は？

預金保険制度に加入している金融機関は、日本国内に本店のある銀行、信金中央金庫、信用金庫、全国信用協同組合連合会、信用組合、労働金庫連合会、労働金庫です。

対象金融機関等	非対象金融機関等
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 銀行 (日本国内に本店のあるもの)</li> <li>○ 信用金庫</li> <li>○ 信金中央金庫</li> <li>○ 信用組合</li> <li>○ 全国信用協同組合連合会</li> <li>○ 労働金庫</li> <li>○ 労働金庫連合会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 政府系金融機関</li> <li>○ 外国銀行の日本支店</li> <li>○ 商工組合中央金庫</li> <li>○ 郵便局</li> <li>× 農林中央金庫</li> <li>× 農協</li> <li>× 漁協</li> <li>× 水産加工業協同組合</li> <li>● 保険会社</li> <li>● 証券会社</li> </ul>

注: 日本国内に本店のある金融機関が海外支店を設け入れる預金等は、預金保険制度の対象外になります。

### 一口メモ

- 農林中金、農協、漁協、水産加工業協同組合は、預金保険制度とはほぼ同様の「農水産業協同組合貯金保険制度」に加入しています。
- また、保険会社と証券会社については、それぞれ「保険契約者保護機構」と「投資者保護基金」という、預金保険制度とは別の保護制度に加入しています。

## 預金保険の保護の対象は？

預金保険制度の保護の対象となる預金等は、預金保険制度に加入している金融機関が取り扱っている金融商品のうち、以下のものです。

預金保険の対象となるもの	預金保険の対象とならないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預金 (右の預金を除く)</li> <li>○ 当座預金</li> <li>○ 普通預金</li> <li>○ 通知預金</li> <li>○ 貯蓄準備預金</li> <li>○ 貯蓄預金</li> <li>○ 定期預金</li> <li>○ 別段預金</li> <li>○ 定期積金</li> <li>○ 積立</li> <li>○ 元本補てん契約のある全額信託 (ビック等の貸付信託を含む)</li> <li>○ 金融債</li> <li>○ ワイダーの保護預り専用商品に限る</li> <li>○ 上記を用いた財形貯蓄商品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 外貨預金</li> <li>○ 外国銀行の日本支店の預金</li> <li>○ オフショア預金</li> <li>○ 日銀・金融機関等の預金</li> <li>○ 預金保険機構の預金</li> <li>○ 無記名預金</li> <li>○ 他人を義理主</li> <li>○ 専入預金</li> <li>○ 元本補てん契約のない全額信託 (ビット等)</li> <li>○ 金融債</li> <li>○ 保護預り専用商品以外のもの</li> <li>など</li> </ul>





# こうなります！ 預金保険制度

一金融機関当たり1,000万円までの預金は保護されます。  
それを超える預金をお持ちの場合は、以下ようになります。

## 預金保険対象商品と保護の範囲は？

商品の分類		期 間	平成14年3月末 まで	平成14年4月～ 平成15年3月末	平成15年4月から
		預金保険の対象商品	<b>【決済性預金】</b> 当座預金、普通預金、別段預金 (注1)	全額保護	
預金保険の対象外商品	<b>【決済性預金以外の預金等】</b> 定期預金、定期積金、貯蓄預金、 通知預金、元本補てん契約のあ る金銭信託(ビッグなどの貸付信託を 含みます)、金融債(保護預り専用商品 に限ります)など(注2)	<b>保護対象外</b>  [破綻金融機関の財産の状況に応 じて支払われますので一部カッ トされることがあります。]			
預金保険の対象外商品	外貨預金、譲渡性預金、元本補 てん契約のない金銭信託(ヒット、 スーパーヒットなど)、金融債(保護預 り専用商品以外のもの)				

(注1) 別段預金とは、振込資金等の一時的な管理を行うための預金です。

(注2) このほか、納税準備預金、掛金、預金保険の対象預金等を用いた積立・財形商品が該当します。

(注3) 1つの金融機関に同じ預金者が複数の口座を持っている場合は、それらの残高を合計して計算します。

(注4) 平成14年3月末までに救済金融機関から預金保険機構への資金援助の申込みが行われることが必要です。

## 預金保険制度に加入している金融機関は？

- 銀行(日本国内に本店のあるもの)       信用金庫       信用組合       労働金庫  
 信金中央金庫       全国信用協同組合連合会       労働金庫連合会

※ 農協、漁協、水産加工協等は別途、貯金保険制度に加入しています。

※ 日本国内に本店のある金融機関が海外支店で受け入れる預金等は、預金保険制度の対象外になります。

## もっと詳しく知りたい方は？

預金保険機構または金融機関の窓口にお問い合わせください。

金融庁・預金保険機構

## 広報コーナー発行状況

11号(平成13年6月)	国際機関等との意見交換、CP法案等、EDINET
12号(平成13年7月)	金融審議会金融分科会第二部報告(生保の逆ざや問題)、銀行保有株式取得機構、骨太の方針、人事異動
13号(平成13年8月)	ジョイント・フォーラム天童会合、財務局長会議
14号(平成13年9月)	証券市場の構造改革プログラム、税制改正要望、平成14年度機構・定員及び予算要求、平成13検査事務年度検査基本方針及び基本計画
15号(平成13年11月)	改革先行プログラム、財務局長会議
16号(平成13年12月)	銀行等の株式等の保有の制限法、投資コンファレンス
17号(平成14年1月)	空売りへの総合的な取組み、平成14年度機構・定員及び予算
18号(平成14年2月)	監査基準の改訂に関する意見書、財務局長会議
19号(平成14年3月)	空売り規制の見直し、流動性預金金利規制(金融審議会答申)
20号(平成14年4月)	入庁式、ペイオフ解禁、銀行等の保険商品の窓口販売
21号(平成14年5月)	特別検査等について、財務局長会議、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律
22号(平成14年6月)	証券決済システム改革法、金融検査マニュアル別冊・中小企業融資編